

◎議長(大類好彦議員)

皆さん、ご苦労様でございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

この際、申し上げます。去る9月13日、監査委員事務局長より、平成30年度尾花沢市一般会計・各特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について、訂正の申し出がありましたので、議長においてこれを許可し、決算特別委員長に通知したことを報告いたします。

本日の会議は、議事日程第18号によって進めます。

日程第1、令和元年請願第2号「市道Ⅲ-44号線の縁石撤去に関する請願」を議題といたします。

この際、産業厚生常任委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 奥山 格 議員 登壇〕

◎産業厚生常任委員長(奥山 格 議員)

今定例会において、当委員会に付託されました、請願1案件、令和元年請願第2号「市道Ⅲ-44号線の縁石撤去に関する請願」について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会は、去る9月11日に委員会を開催し、関係課長に出席を求め、また請願者の立会いのもと、現地調査を行い、慎重に審査を行ったところであります。

本案件は、近年、通勤、通学等により通行量が増加し、地域発展と市民生活に欠かせない重要な路線となった市道Ⅲ-44号線について、7~8年前は車道、歩道の除雪をしていましたが、雪押し場の確保等の問題と、当時は通学する学童もいないこと等で、当面、歩道を雪押し場として利用することを許可した経緯があります。しかし、近年は通学する学童の人数も多くなり、冬期間は除雪した雪を歩道に積み上げているため、車歩道の区別ない雪道を通学している状態です。特に、県道120号線から西進し50mぐらいのところは、カーブのため歩道に積み上げた雪山が障害となり、沿線歩道側の居住者は、自宅車庫からの出入りの際、見通しが悪く大変苦慮している状況と、学童の通学にも大変危険を及ぼす状態です。

そこで、市道Ⅲ-44号線について、車歩道の分離に取り付けられている縁石を撤去し、幅広く道路除雪を行い、住民や道路利用者が安全に、安心して利用できるよう願うものであります。

まず、関係課長からは、現在の除雪状況については、車道について除雪を行っており、歩道の一部を雪置き場として活用している旨の説明を受けました。また、

縁石については、歩行者と車両通行の安全確保のため、車道と歩道を分離するものであり、道路構造令上、設置が義務づけられていることから、撤去は容易にできない旨の説明を受けました。

市としましては、これまで地域から要望も受けており、冬期間の学童の通学路にもなっていることから、今後の対応策として、地域の協力を得て雪置き場を確保し、当該箇所の歩道除雪を実施する方向で、業者と協議してまいりたいとのことであります。

委員からは、「現地視察をした結果、縁石を撤去すれば、冬期間に幅広く道路を除雪することが可能となり、住民や道路利用者が安全に、安心して利用できるようになる」として、願意は妥当であるという意見がありました。一方では、「この市道にはカーブがあり、夏期間においては、縁石がないことで、スピードを上げて通行する車が増えることが危惧される。さらに、道路構造令により、縁石撤去が困難であるとのことである。市当局では、これらの状況を踏まえ、冬期間の車歩道の除雪を行い、住民や道路利用者が安全に、安心して利用できるよう対応したいとのことであるから、縁石撤去まではいたらないのでは」という意見がありました。

以上のことから、意見の一致をみるに至らず、採決の結果、賛成少数で「不採択」とすることに決した次第であります。

以上で報告を終わりますが、何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、報告といたします。

◎議長(大類好彦議員)

これより、質疑に入ります。ご質疑ございませんか。〔なし〕と呼ぶ者あり

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。菅野修一議員より通告がありますので、発言を許します。菅野議員。

〔1番 菅野修一 議員 登壇〕

◎1番(菅野修一 議員)

市道Ⅲ-44号線の縁石撤去に関する請願に対しまして、賛成討論を行います。

市道Ⅲ-44号線は道路整備を完了してから15年が経過していますが、近年沿線に住宅建築が見受けられ、通行量も増加している状況にあるとのことです。この案件は、路線延長約300mの区間の道路全幅10mのうち、県道120号線に向かって右側3mが歩行者用道路としてそれを縁石で分離し、残る6m余りが車道とな

っていますが、沿線住民の皆さんの一致した要望として、数年前から車道と歩道を分離している縁石を撤去することで、幅広く除雪を行ってもらい、住民の歩行者や運転者が見通しよく、安全に安心して利用できる道路としてもらうための請願であります。現地を視察しまして、住民の皆さんのお話を伺いますと、これまで冬期間は、歩道3m幅の分は雪置き場にしていたとのことでした。それで歩行者は車道分の端を往来していたとのことであり、危険を感じてきたところでありました。対処方法としては、当局は縁石をそのままにして、今後歩道を除雪したいとの考えを示されたわけですが、縁石部分がなお雪の壁となり、県道120号線から入った50mのところの内カーブにより、車庫から車道に出る場合に、さらに前に出ないと右側より来る車の安全確認が困難になることを想定しますと、地域の皆さんから挙げられました。縁石撤去による幅広除雪を行うことによって、危険解消の願意は妥当であるとの結論に至ったところであり、本請願に賛成の意見を述べ、討論を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、通告による討論は終わりましたが、ほかに討論があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

以上で、討論を終結いたします。

これより、令和元年請願第2号を採決いたします。委員長報告は「不採択」とするものであります。よって原案について起立により採決いたします。

令和元年請願第2号を採択するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

◎議長(大類好彦議員)

着席願います。起立少数であります。よって、令和元年請願第2号は「不採択」とすることに決しました。

以上で、本日の会議の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。

散会 午後2時00分